

日時：令和5年3月8日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、

松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、

栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第235回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は四つございます。

議題1「認定個人情報保護団体の認定について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和5年2月27日付けで、公益社団法人日本防犯設備協会より個人情報の保護に関する法律第47条第1項及び第2項に規定する認定個人情報保護団体（特定分野型認定団体）の認定に係る申請がなされております。

資料のとおり、同協会は、防犯設備等に対する国民の理解を深めるとともに、安全で信頼できる防犯設備等の普及を図り、もって犯罪の防止、その他公共の安全と秩序の維持に貢献し、国民生活の安全に資することを目的とする団体です。また、申請時点での対象事業者は59社です。

同協会からの申請を受け、個人情報の保護に関する法律第49条及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）等に基づいて審査を行っております。

資料の別添1は、個人情報の保護に関する法律施行令第14条に定められた申請のために当委員会に提出すべき書類が提出されているかを確認した結果を記載したものであり、不備は認められませんでした。

次に、資料の別添2は、個人情報の保護に関する法律第49条各号に定められた認定の基準に基づき審査をした結果を記載したものであり、いずれも適合するものと認められます。

同協会を認定個人情報保護団体として認定した場合には、個人情報の保護に関する法律第47条第1項及び第2項に基づき認定する旨を別添3の認定通知文書により通知するとともに、登録免許税法第2条に基づいて課される登録免許税について、同法第24条第2項に基づき、納期の期限及び書類を定め、別添4のとおり通知することとしたいと存じます。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり公益社団法人日本防犯設備協会を認定個人情報保護団体として認定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 独自利用事務の情報連携の届出について、御説明いたします。

資料2の「1 独自利用事務とは」を御覧ください。

まず、独自利用事務とは、番号法第9条第2項の規定に基づき条例を制定することで、地方公共団体が独自に個人番号を利用できる事務をいいます。また、番号法第19条第9号に基づき、独自利用事務のうち、委員会規則第2条各項で定める要件を満たすと当委員会が認めたものについては、他の地方公共団体や国の行政機関等に情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供を求める情報連携を行うことが可能とされています。

この独自利用事務の情報連携に係る届出については、当委員会では、これまで1,250団体、9,293件の届出について、委員会規則で定める要件を満たすことを確認し、委員会ホームページで公表してまいりました。

続いて、「2 独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。この度、地方公共団体から提出されました、令和5年10月から開始される情報連携に係る届出書について、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。

その結果、計91団体から新規の届出が133件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が83件、事務の廃止等を行う中止の届出が8件の計224件の届出がございました。当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき、内閣総理大臣へ通知したいと考えております。

なお、今回の届出に係る内閣総理大臣通知後の届出数の総数については、地方公共団体数が1,261団体、届出数が9,418件となります。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員、お願いします。

○中村委員 独自利用事務の情報連携の利活用促進に関する地方公共団体への働きかけについて、コメントを申し上げます。

独自利用事務の情報連携制度については、年3回の届出照会の度に新たに制度を利用す

る地方公共団体が増え、今回の届出においても当委員会から直接働きかけを行った団体を含む11団体が新たに制度を利用することとなりました。

今回、例年より届出が多く、また、情報連携の対象となる独自利用事務の事例として公表している38事例全てで届出書が提出されることとなったことも特徴的であると思います。

当委員会は、従来から地方公共団体とは、独自利用事務の情報連携について、説明会の場であるいは個別に担当者からの相談に乗るなどコミュニケーションを図ってまいりましたが、今年度は地方公共団体の活用状況を詳細に分析し、その結果も踏まえながらヒアリングを行うなど、独自利用事務の情報連携の活用促進に向け、地方公共団体との対話を一層深めてまいりました。

今回報告いただいた結果は、当委員会と地方公共団体のコミュニケーションが促進された効果が現れているのではないかと思います。

今般、更なる利活用促進に向けた取組として、地方公共団体の担当者向けに、わかりやすい説明資料の公表を予定しているとのことですが、このような担当者向けに働きかけるボトムアップアプローチに加えて、来年度予定されている首長向け説明会にて、制度を紹介するなどのトップダウンアプローチを通じて、独自利用事務の情報連携がより一層活用されるよう、引き続き、地方公共団体を後押ししていくことを期待します。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものとして認め、内閣総理大臣に通知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことにいたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務）の全項目評価書（オンラインによる個人番号等の入手等に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、独立行政法人日本学生支援機構から、「独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書」が提出されましたので、概要を説明いたします。概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただきます、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

それでは、資料3-1に基づいて全項目評価書の概要を説明します。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、65ページから67ページの「②事務の内容」を御覧ください。日本学生支援機構は、奨学生の採用に係る業務と奨学金の回収に係る業務について個人番号を利用しており、奨学金申込時等に本人及びその関係者の個人番号を入手し、各業務の目的に応じて個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステム又は地方公共団体情報システム機構から特定個人情報を取得することが記載されております。

変更となる事務の内容については、68ページから75ページの「(別添1)事務の内容」のうち、70ページの上段の図を御覧ください。日本学生支援機構は、従来、奨学金申込時等に奨学金申込等の専用ホームページに入力された個人情報を入手し、加えて本人及びその関係者の個人番号並びに本人確認書類等は、別途郵送等により入手しておりました。

今般、図の右側の赤い点線で囲まれた「個人番号提出用システム(仮称)」を使用し、別途郵送等で入手していた個人番号及び本人確認書類等を、奨学金申込等の専用ホームページを通じてオンラインでも入手を行います。

続きまして、今回追記等した主なリスク対策を御説明させていただきます。

まず、特定個人情報の入手に係るリスク対策です。23ページ上段の「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」を御覧ください。日本学生支援機構は、奨学金申込者に限定したID及びパスワードを発行し学校を通じて配付し、当該ID及びパスワードは、翌年度には使用不可にすること、奨学金の返還に係る申請等の際は、本人しか知り得ない複数の情報を用いて新たに登録するID及びパスワードを用いるなどの厳格なユーザー認証とアクセスコントロールを行うこと等が記載されています。

続いて、25ページ上段の「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」を御覧ください。奨学金申込者等が利用する端末と個人番号提出用システム(仮称)の間は、通信上でデータの暗号化を行うこと、インターネットと個人番号提出用システム(仮称)の間は、Webアプリケーションファイアウォール及びファイアウォールにより通信の制御を行い、不正なアクセスやデータの流出が起らないようにすること等が記載されています。

次に、特定個人情報の使用に係るリスク対策です。25ページ下段の「事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容」を御覧ください。個人番号提出用システム(仮称)においては、提出された個人番号、本人確認書類等及び個人番号を紐付け用DBシステムに登録するために必要な最小限の情報のみを保存し、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けを行わないこと等が記載されています。

続いて、26ページ上段の「ユーザー認証の管理」を御覧ください。個人番号提出用システム(仮称)を利用できる職員等を限定し、各個人に対してユーザーID及びパスワードを付与してログイン認証を行うこと等が記載されています。

続いて、27ページ上段の「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」

を御覧ください。緊急時に特定個人情報を電磁的記録媒体に記録する場合は、ICカード認証等機能付きの媒体とし、ICカード認証等を設定した媒体以外は個人番号提出用システム（仮称）に接続する端末で使用できないよう制御すること、個人番号提出用システム（仮称）と紐付け用DBシステムの接続については、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワークを利用すること等が記載されています。

次に、特定個人情報ファイルの取扱いの委託に係るリスク対策です。27ページ下段の「情報保護管理体制の確認」を御覧ください。委託先への立入検査等により、定期的にセキュリティ対策及び個人情報の管理体制を確認すること等が記載されています。

最後に、特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策です。31ページ上段の「⑤物理的対策」を御覧ください。クラウド環境を利用する場合、クラウド環境は、クラウド事業者が保有・管理する日本国内の環境に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避すること、クラウド事業者は、ISO/IEC 27017等の認証及びISO/IEC 27018の認証を取得し、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるものを選定し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしているものとする等が記載されています。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料3-2に基づき事務局による精査結果を説明させていただきます。

まず、1ページから3ページの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、1ページの「審査の観点（指針第10（2）」（6）では、「再実施の理由となる新たに実施する事務については、奨学金申込時等に、個人番号提出用システム（仮称）を使用してオンラインにより個人番号等を入手し、使用するものであるが、当該事務についても求められる事項が具体的に記載されている」ため、「問題は認められない」としており、その他についても、求められる事項が具体的に記載されており、問題となる点は認められませんでした。

次に、4ページから10ページの「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、11ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、「奨学金申込時等に、個人番号提出用システム（仮称）を使用してオンラインにより個人番号等を入手し、使用する」際のリスク対策について具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策について、特にインターネットからの不正アクセス等に係るリスク対策について確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は、以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、独立行政法人日本学生支援機構に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

浅井委員、お願いします。

○浅井委員 事務局の御説明、ありがとうございます。

今般のシステム対応により、奨学金の申込み等に際して、オンラインで個人番号を提出できるようになり、利便性が向上いたします。一方で、最近のサイバー攻撃の高度化等を踏まえますと、不正アクセスによる漏えい等のリスク要因へのしっかりとした対応が求められます。

評価書において、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起こらないようファイアウォール等による通信の制御を確実に行うなどの対策が明記されています。日本学生支援機構においてこうしたリスク対策を確実に実行していくことが求められると思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。先ほど事務局から説明がございましたが、本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は御退席願います。

では、議題4「監視・監督」について、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について非公表)

本日の議題は以上でございます。

本日の会議はこれで閉会といたします。